

## 4 予 防 編

# 1 防火コミュニティ推進活動

## ① 消防・防災キッズフェスタ

総合防災センターで開催しているこのイベントは、例年、幼年消防クラブ員ら約2,000人の参加があり、消防防災指令センターなど総合防災センター内の見学と、消防車両体験搭乗、消防資機材取扱等の体感体験学習、非常食の試食など消防防災の体験型学習を行い、多くの住民が火災の恐ろしさ、防災の大切さについて理解を深めている。

## ② 消防防火パレード

女性（婦人）・スーパーエイジの各防火クラブ員が、火の用心の小旗や拍子木を持ちながら、また幼年消防クラブは鼓笛演奏等を行いながらパレードを実施し、総勢約1,200人のクラブ員が住民に火災予防を呼びかけている。

# 2 防火指導・防火活動

事業所、町内会、防火団体等を対象に防火講話、消防訓練指導等を行い、防火意識の高揚及び防火知識・技術の向上を図るとともに、消防車両による巡回広報、防火広報紙の配布等を行い、火災予防を広く住民に呼びかけ、出火防止に努めている。

## ① 防火指導

【年度】

| 防火指導区分<br>対象            | 防火講話<br>(回) | 防火映画<br>(回) | 消火訓練<br>(回) | 通報訓練<br>(回) | 避難訓練<br>(回) | その他<br>(回) |
|-------------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|------------|
| 合 計                     | 343         | 14          | 305         | 289         | 318         | 47         |
| 集 会 場 ・ 百 貨 店 ・ 店 舗     | 12          | 0           | 13          | 12          | 13          | 2          |
| ホ テ ル ・ 旅 館             | 14          | 0           | 15          | 15          | 15          | 0          |
| 病 院                     | 10          | 0           | 11          | 10          | 10          | 0          |
| 福 祉 施 設 ・ 保 育 園 ・ 幼 稚 園 | 135         | 10          | 128         | 141         | 142         | 12         |
| 学 校                     | 74          | 1           | 49          | 57          | 79          | 13         |
| 事 務 所                   | 27          | 0           | 46          | 30          | 29          | 4          |
| 複 合 用 途                 | 17          | 2           | 18          | 23          | 24          | 1          |
| 町 内 会 ・ 防 火 団 体         | 31          | 1           | 6           | 0           | 4           | 7          |
| 自 主 防 災 組 織             | 11          | 0           | 16          | 0           | 1           | 8          |
| そ の 他                   | 12          | 0           | 3           | 1           | 1           | 0          |

## ② 防火広報

【年度】

|                         |          |
|-------------------------|----------|
| 消 防 車 両 等 に よ る 巡 回 広 報 | 194回     |
| 広 報 誌 へ の 掲 載           | 7回       |
| ポ ス タ ー 配 布             | 2,405事業所 |
| 広 報 紙 配 布               | 81,151枚  |

## ③ 防火相談

【年度】

|                 |     |
|-----------------|-----|
| 防 火 に 関 す る 相 談 | 25件 |
|-----------------|-----|

## 3 建築同意

消防法及び建築基準法の規定に基づき、建築物の新築、増築等に対する許可、確認を行うときは、防火上の観点から消防長又は消防署長の同意を得なければならないとされている。また、国、都道府県又は建築主事を置く市町村が所有する建築物の計画通知と同意を必要としない住宅等の住宅通知が、建築主事からなされることになっている。

これらの建築同意、各種通知により、消防法、火災予防条例等の防火に関する規定に基づき審査を行い、建築物の防火安全対策の確保に努めている。

### 処理数

(単位：件)

| 年 度 |         | 平 成 2 8 年 度 | 平 成 2 7 年 度 | 比 較  |
|-----|---------|-------------|-------------|------|
| 内 容 |         |             |             |      |
| 同 意 | 確 認 申 請 | 490         | 508         | △ 18 |
|     | 許 可 申 請 | 4           | 11          | △ 7  |
| 通 知 | 計 画 通 知 | 14          | 19          | △ 5  |
|     | 住 宅 通 知 | 1,014       | 995         | 19   |
| 合 計 |         | 1,522       | 1,533       | △ 11 |

## 4 防火査察

火災発生の未然防止及び火災による被害の軽減を図るため、防火対象物、危険物施設に立ち入り、防火管理状況、危険物保安管理状況、消防用施設等の維持管理状況等を検査し、不備不適事項の是正指導に努めている。

### 査察実施数

(単位：件) 【年度】

| 種 別 \ 区 分                              | 総数<br>【平成29. 3. 31現在】 | 年度査察予定件数 | 査 察 実 施 件 数 |
|----------------------------------------|-----------------------|----------|-------------|
| 防 火 対 象 物 数                            | 13,336                | 3,218    | 3,008       |
| 危 険 物 施 設 数<br>(防火対象物に付随する政令危険物施設を含む。) | 1,780                 | 1,126    | 657         |

## 5 危険物

ガソリン、灯油等の危険物は、現代社会において欠くことができないものとして日常生活、各種産業に深く関わっているが、その貯蔵、取扱方法を誤ると大災害につながる可能性がある。このため消防法では、指定数量以上の危険物を貯蔵又は取り扱う危険物施設を設置、変更する場合は、市町村長の許可を受けなければならないとされている。

これに基づき、工事着手前に危険物施設の位置、構造、設備の状況を審査し、消防法で定める基準に適合するものに対し許可を与え、工事着手後、タンク検査、配管漏えい検査等の中間検査を経て完成検査を行い、危険物施設の基準適合確認の徹底を図り、危険物施設の安全確保に万全を期している。

### 設置及び変更許可・完成検査の処理数

(単位：件) 【年度】

| 種 別 \ 区 分 |     | 合 計 | 製 造 所 | 貯 蔵 所 |     |         |         |         |         |         |     | 取 扱 所 |     |     |     |     |
|-----------|-----|-----|-------|-------|-----|---------|---------|---------|---------|---------|-----|-------|-----|-----|-----|-----|
|           |     |     |       | 小 計   | 屋 内 | 屋 外 タンク | 屋 内 タンク | 地 下 タンク | 簡 易 タンク | 移 動 タンク | 屋 外 | 小 計   | 給 油 | 販 売 | 一 般 | 移 送 |
| 許 可       | 設 置 | 39  | 0     | 36    | 3   | 0       | 1       | 5       | 0       | 26      | 1   | 3     | 1   | 0   | 2   | 0   |
|           | 変 更 | 52  | 0     | 28    | 0   | 1       | 0       | 5       | 0       | 22      | 0   | 24    | 16  | 0   | 8   | 0   |
| 完 成       | 設 置 | 49  | 0     | 43    | 4   | 6       | 1       | 4       | 0       | 25      | 3   | 6     | 1   | 0   | 5   | 0   |
|           | 変 更 | 44  | 0     | 24    | 0   | 1       | 0       | 4       | 0       | 19      | 0   | 20    | 12  | 0   | 8   | 0   |

## 6 講習会

### ① 防火管理者等

消防法第8条の規定に基づき、該当する防火対象物において防火管理者が選任され、防火管理業務に従事している。

毎年、甲種防火管理新規講習を開催し、資格者を養成している。

消防法の改正により、平成18年4月1日から、一定の防火対象物に選任される防火管理者に再講習を受講することが義務付けられたことから、甲種防火管理再講習を開催している。

甲種防火管理新規講習 【年度】

|   | 回 数 | 人 員 |
|---|-----|-----|
| 計 | 9   | 411 |

甲種防火管理新規講習（出前講座） 【年度】

|   | 回 数 | 人 員 |
|---|-----|-----|
| 計 | 3   | 120 |

甲種防火管理再講習 【年度】

|   | 回 数 | 人 員 |
|---|-----|-----|
| 計 | 3   | 53  |

防火管理者選任状況

【平成29.3.31】

| 項 別 | 内 容 | 防 火 管 理 者 該 当 数 | 選 任 数 ( % )    | 未 選 任 数 ( % ) |
|-----|-----|-----------------|----------------|---------------|
| 合 計 |     | 2,505           | 2,455 ( 98.0 ) | 50 ( 2.0 )    |
| 1   | (イ) | 4               | 4 (100.0)      | 0 ( 0 )       |
|     | (ロ) | 79              | 79 (100.0)     | 0 ( 0 )       |
| 2   | (イ) | 0               | 0 ( 0 )        | 0 ( 0 )       |
|     | (ロ) | 25              | 25 (100.0)     | 0 ( 0 )       |
|     | (ハ) | 0               | 0 ( 0 )        | 0 ( 0 )       |
|     | (ニ) | 6               | 5 ( 83.3 )     | 1 ( 16.7 )    |
| 3   | (イ) | 0               | 0 ( 0 )        | 0 ( 0 )       |
|     | (ロ) | 203             | 194 ( 95.6 )   | 9 ( 4.4 )     |
| 4   |     | 251             | 241 ( 96.0 )   | 10 ( 4.0 )    |
| 5   | (イ) | 69              | 69 (100.0)     | 0 ( 0 )       |
|     | (ロ) | 234             | 231 ( 98.8 )   | 3 ( 1.2 )     |
| 6   | (イ) | 119             | 119 (100.0)    | 0 ( 0 )       |
|     | (ロ) | 225             | 222 ( 98.7 )   | 3 ( 1.3 )     |
|     | (ハ) | 220             | 218 ( 99.1 )   | 2 ( 0.9 )     |
|     | (ニ) | 36              | 36 (100.0)     | 0 ( 0 )       |
| 7   |     | 125             | 125 (100.0)    | 0 ( 0 )       |
| 8   |     | 12              | 12 (100.0)     | 0 ( 0 )       |
| 9   | (イ) | 1               | 1 (100.0)      | 0 ( 0 )       |
|     | (ロ) | 11              | 11 (100.0)     | 0 ( 0 )       |
| 10  |     | 0               | 0 ( 0 )        | 0 ( 0 )       |
| 11  |     | 105             | 104 ( 99.0 )   | 1 ( 1.0 )     |
| 12  | (イ) | 54              | 54 (100.0)     | 0 ( 0 )       |
|     | (ロ) | 0               | 0 ( 0 )        | 0 ( 0 )       |
| 13  | (イ) | 2               | 2 (100.0)      | 0 ( 0 )       |
|     | (ロ) | 0               | 0 ( 0 )        | 0 ( 0 )       |
| 14  |     | 14              | 14 (100.0)     | 0 ( 0 )       |
| 15  |     | 211             | 210 ( 99.5 )   | 1 ( 0.5 )     |
| 16  | (イ) | 408             | 396 ( 97.1 )   | 12 ( 2.9 )    |
|     | (ロ) | 91              | 83 ( 91.2 )    | 8 ( 8.8 )     |
| 17  |     | 0               | 0 ( 0 )        | 0 ( 0 )       |

## ② 防災管理者等

消防法の改正により、平成21年6月1日から、一定の大規模・高層建築物について地震災害等に対応した防災体制を整備するため、自衛消防組織の設置と防災管理者の選任が義務付けられたことから、防災管理新規講習を開催している。

### 防災管理新規講習

【年度】

|   | 回 数 | 人 員 |
|---|-----|-----|
| 計 | 1   | 18  |

### 防災管理新規講習（出前講座）

【年度】

|   | 回 数 | 人 員 |
|---|-----|-----|
| 計 | 1   | 99  |

### 防災管理再講習

【年度】

|   | 回 数 | 人 員 |
|---|-----|-----|
| 計 | 1   | 4   |



（甲種防火管理新規講習）

## 7 防火クラブ

幼年・少年・女性（婦人）・スーパーエイジの各防火クラブが地域に密着した火災予防活動を推進し、住民の防火・防災意識の向上に努めている。

### ① 幼年消防クラブ

旭川市内の幼稚・保育園児を対象に幼年消防クラブを結成し、防火ワッペンの配付、防火映画の上映、避難訓練の実施、消防施設の見学等を通じて、幼年期における防火意識の向上を図っている。

上川町内の幼稚・保育園児を対象とした幼年消防クラブでは、防火映画の上映、避難訓練の実施、消防施設の見学等を通じて、幼年期における防火意識の向上を図っている。また、秋の火災予防運動時には鼓笛演奏をしながら町内をパレードし、町民に火災予防の呼び掛けをしている。

鷹栖町内でも保育園児を対象に幼年消防クラブを結成しており、防火広報、防火映画の上映、避難訓練の実施、消防施設の見学等を通じて、幼年期における防火意識の向上を図っている。

幼年消防クラブ員数

【平成29. 5. 1】

|     | 加 入 園 数 | ク ラ ブ 員 数 | 指 導 者 数 |
|-----|---------|-----------|---------|
| 旭川市 | 93      | 8,603     | 1,419   |
| 上川町 | 3       | 92        | 28      |
| 鷹栖町 | 2       | 129       | 6       |
| 合 計 | 98      | 8,824     | 1,453   |

### ② 少年消防クラブ

旭川市内の小・中学生を対象に少年消防クラブを結成し、クラブ員が「少年消防体験ミーティング」を通じて防火防災に関する知識等を習得するとともに、防火ポスターの作成等を通じ防火思想の普及や学校、家庭の防火を推進している。

上川町内では、防火防災に関する知識等を習得するため、定期的に学習会を実施している。また、春・秋の火災予防運動では防火ポスターの作成等を通じ、町民に防火思想の普及や火災予防の呼び掛けをしている。

少年消防クラブ員数

【平成29. 5. 1】

|     | 加入小・中学校数 | ク ラ ブ 員 数 | 育 成 幹 事 数 |
|-----|----------|-----------|-----------|
| 旭川市 | 4        | 202       | 5         |
| 上川町 | 1        | 9         | 11        |
| 合 計 | 5        | 211       | 16        |

### ③ 女性（婦人）防火クラブ

旭川市内各地域において、防火広報や高齢者を対象とした防火訪問を実施しているほか、防火、防災、救急等の各種研修会を開催し、地域における防火・防災思想の普及に努めている。

上川町では、防火、防災、救急等の知識を習得するため、定期的に学習会を実施している。また春・秋の火災予防運動では消防車両を使用しての町内広報活動を行い、地域における防火・防災思想の普及に努めている。

女性（婦人）防火クラブ員数

【平成29. 5. 1】

|     | ク | ラ | ブ | 数  | ク | ラ | ブ | 員   | 数 |
|-----|---|---|---|----|---|---|---|-----|---|
| 旭川市 |   |   |   | 20 |   |   |   | 801 |   |
| 上川町 |   |   |   | 1  |   |   |   | 12  |   |
| 合 計 |   |   |   | 21 |   |   |   | 813 |   |

### ④ スーパーエイジ防火クラブ

旭川市内の年長者を対象とした防火クラブで、防火講話、防火映画、消火訓練、救急研修、防火広報及びかけつけ防火・救急体験広場を通じ、火災予防の啓発及び普及活動を実施している。

スーパーエイジ防火クラブ員数

【平成29. 5. 1】

|     | ク | ラ | ブ | 数   | ク | ラ | ブ | 員     | 数 |
|-----|---|---|---|-----|---|---|---|-------|---|
| 旭川市 |   |   |   | 107 |   |   |   | 7,326 |   |

### ⑤ 防火クラブの主な活動



防火絵画を描くことによって、幼年期における防火意識を育むとともに、絵画を展示することで、住民の防火思想を高めることを目的として開催している「ちびっこ防火絵画展」

（ちびっこ防火絵画展 旭川市・上川町・鷹栖町幼年消防クラブ）

少年期における防火意識を高めるとともに、消防の業務に対する理解を深めることを目的として開催している。



(体験ミーティング 旭川市少年消防クラブ)



幼年消防クラブ・女性（婦人）防火クラブ・スーパーエイジ防火クラブが合同で鼓笛演奏，火の用心の鼓笛，プラカードを持ちながら買物公園をパレードし，市民に火災予防を呼びかけた「消防防火パレード」

(消防防火パレード 旭川市幼年消防・女性（婦人）防火・スーパーエイジ防火クラブ)

消防自動車や資器材の取扱いを見学し，消防の業務や防火意識の向上を図っている。



(消防署見学 上川町幼年消防クラブ)



火災予防運動期間中に火災予防啓発ポスターを作成し，町内事業所に掲示してもらい火災予防の啓蒙を図っている。

(春の火災予防運動協力行事 上川町少年消防クラブ)



学習会を通じ，防火・防災意識の向上や救命処置の知識の習得に努めている。

(学習会 上川町婦人防火クラブ)



年1回，鷹栖町内において防火広報の実施と同時に放火の原因の可能性となるゴミを拾い，火災予防の呼びかけを行っている。

(防火広報及びゴミ拾い 鷹栖町幼年消防クラブ)

## 8 防火対象物定期点検報告制度

平成13年9月1日の新宿区歌舞伎町ビル火災は小規模な複合ビルで発生したにもかかわらず、44人の尊い命を奪い、昭和57年に33人の犠牲者を出したホテルニュージャパンの火災を上回る大惨事となった。これを契機に平成14年4月26日に消防法の改正が行われ、従来の適マーク制度を廃止し、新たに防火対象物定期点検報告(特定認定を含む)制度及び自主点検報告表示制度が平成15年10月1日から導入されることになった。

### 防火対象物定期点検報告制度該当及び特例認定状況

(単位：件)

| 内容<br>項別 |     | 防火対象物定期点検を<br>要する防火対象物<br>【平成29. 3. 31現在】 |                                                             | 特 例 認 定 済 数<br>【平成29. 3. 31現在】 |                                                             | 点 検 報 告 数<br>【年度】    |                                                             |
|----------|-----|-------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|--------------------------------|-------------------------------------------------------------|----------------------|-------------------------------------------------------------|
|          |     | 収 容 人 員<br>300 人 以 上                      | 地階または<br>3階以上の<br>階に特例用<br>途があり、<br>かつ、階段<br>が屋内1系<br>統 の み | 収 容 人 員<br>300 人 以 上           | 地階または<br>3階以上の<br>階に特例用<br>途があり、<br>かつ、階段<br>が屋内1系<br>統 の み | 収 容 人 員<br>300 人 以 上 | 地階または<br>3階以上の<br>階に特例用<br>途があり、<br>かつ、階段<br>が屋内1系<br>統 の み |
| 合 計      |     | 290                                       | 101                                                         | 110                            | 13                                                          | 149                  | 30                                                          |
| 1        | (イ) | 4                                         | 0                                                           | 4                              | 0                                                           | 0                    | 0                                                           |
|          | (ロ) | 47                                        | 1                                                           | 32                             | 0                                                           | 12                   | 0                                                           |
| 2        | (イ) | 0                                         | 0                                                           | 0                              | 0                                                           | 0                    | 0                                                           |
|          | (ロ) | 24                                        | 0                                                           | 7                              | 0                                                           | 14                   | 0                                                           |
|          | (ハ) | 0                                         | 0                                                           | 0                              | 0                                                           | 0                    | 0                                                           |
|          | (ニ) | 1                                         | 0                                                           | 0                              | 0                                                           | 1                    | 0                                                           |
| 3        | (イ) | 0                                         | 0                                                           | 0                              | 0                                                           | 0                    | 0                                                           |
|          | (ロ) | 19                                        | 25                                                          | 1                              | 1                                                           | 10                   | 5                                                           |
| 4        |     | 66                                        | 7                                                           | 16                             | 0                                                           | 48                   | 1                                                           |
| 5        | (イ) | 16                                        | 11                                                          | 9                              | 5                                                           | 4                    | 1                                                           |
| 6        | (イ) | 26                                        | 21                                                          | 17                             | 6                                                           | 7                    | 10                                                          |
|          | (ロ) | 3                                         | 6                                                           | 2                              | 1                                                           | 1                    | 2                                                           |
|          | (ハ) | 1                                         | 2                                                           | 1                              | 0                                                           | 0                    | 1                                                           |
|          | (ニ) | 0                                         | 1                                                           | 0                              | 0                                                           | 0                    | 0                                                           |
| 9        | (イ) | 0                                         | 0                                                           | 0                              | 0                                                           | 0                    | 0                                                           |
| 16       | (イ) | 83                                        | 27                                                          | 21                             | 0                                                           | 52                   | 10                                                          |
| 16の2     |     | 0                                         | 0                                                           | 0                              | 0                                                           | 0                    | 0                                                           |

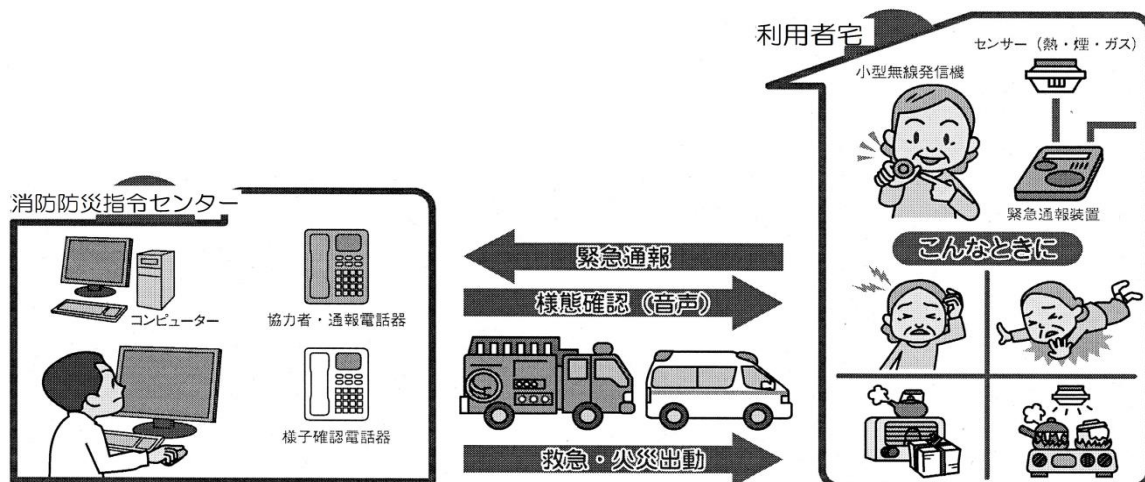
## 9 緊急通報システム事業(ホットライン119)

旭川市緊急通報システム（ホットライン119）事業は、火災や急病等の緊急時における迅速かつ適切な救護、救援等を行うための連絡体制を確立し、一人暮らしの高齢者等の安全・安心を確保するために、民生委員児童委員などと連携を図りながら平成2年9月からシステムの運用を開始している。

平成23年7月には旭川市緊急通報システム事業の実施に関する条例を制定し、郊外地域に居住する高齢者世帯への通報機器の設置拡充や、通報機器を設置する際に、利用者世帯の所得の状況に応じて一定の負担を求めるなど、事業の拡大や適正化を図り、円滑な事業運営を推進している。

### システムの概要

高齢者や身体障害者等が、自宅で火災、急病、事故等の緊急事態が発生した際に、専用の通報機器（緊急通報装置、無線発信機（ペンダント型または腕時計型）、煙感知器、熱感知器、ガス漏れ警報器）から自動または簡易な操作により消防防災指令センターに通報できるシステム



### 効果

- ① 無線発信機により、寝たきりの方なども遠隔で通報することが可能であり、また、ハンズフリー機能により、電話口まで移動することなく消防防災指令センターと通話ができ、救急車の早期出動や応急手当の口頭指導など迅速・的確な対応を行うことができる。
- ② 熱・煙・ガスセンサーの設置により、留守時や就寝時においても火災等が自動通報されることから、消防車両の早期出動が可能となり、被害の軽減を図ることができる。

## 通報機器の貸与対象者(特定利用者)

- ① 一人暮らしの高齢者(65歳以上)で、身体虚弱のため緊急時に機敏に行動することが困難な方
- ② 一人暮らしの重度の身体障害者(1級～3級)で、緊急時に機敏に行動することが困難な方
- ③ 一人暮らしで、突発的に生命に危険をもたらすおそれのある慢性疾患がある方
- ④ 寝たきりまたはこれに準ずると認められる高齢者(65歳以上)で、65歳未満の方と同居していない方
- ⑤ 指定地域に居住する高齢者(75歳以上)で、75歳未満の方と同居していない方
- ⑥ その他①～⑤と同様と認められる方

## 通報機器の利用世帯数

【平成29. 3. 31】

- ① 特定利用者(市費で貸与) 3,986世帯
- ② 一般利用者(自費で設置) 1,690世帯
- ※ 一般利用者とは、通報機器を自費で購入し設置する方

## ホットライン119受信状況

(単位：件) 【平成2. 9. 1～平成28. 12. 31】

| 区 分   |               | 火 災       |        | 災            | 救 急     |       | 合 計    |
|-------|---------------|-----------|--------|--------------|---------|-------|--------|
|       |               | 消 防 車 出 動 |        | 事前覚知<br>(※2) | 救 急 出 動 |       |        |
|       |               | 火 災       | 警戒(※1) |              | 搬 送     | 不搬送   |        |
| 平成28年 | 緊 急 ボ タ ン     | 0         | 7      | 0            | 447     | 51    | 505    |
|       | 無 線 発 信 機     | 0         | 0      | 0            | 81      | 79    | 160    |
|       | 煙 ・ 熱 セ ン サ ー | 1         | 74     | 381          | 0       | 0     | 456    |
|       | ガ ス セ ン サ ー   | 0         | 15     | 16           | 4       | 0     | 35     |
|       | 合 計           | 1         | 96     | 397          | 532     | 130   | 1,156  |
| 累 計   | 緊 急 ボ タ ン     | 7         | 130    | 2            | 6,723   | 646   | 7,508  |
|       | 無 線 発 信 機     | 1         | 48     | 1            | 2,648   | 1,009 | 3,707  |
|       | 煙 ・ 熱 セ ン サ ー | 25        | 2,047  | 5,322        | 7       | 5     | 7,406  |
|       | ガ ス セ ン サ ー   | 1         | 647    | 1,263        | 6       | 1     | 1,918  |
| 計     | 合 計           | 34        | 2,872  | 6,588        | 9,384   | 1,661 | 20,539 |

※1 「警戒」とは、火災には至らなかったが、利用者宅の状況を確認するため消防車(通常1台)を出動させたもの

※2 「事前覚知」とは、通報を受けた消防防災指令センターからの呼びかけにより、火災等を未然に防いだもの(ガスコンロの火を消し忘れて鍋が焦げて発生した煙やガスコンロの立ち消え等によるガス漏れで各センサーが作動したものなど)

## 緊急通報システム設置費助成

### 事業内容

一般利用者のうち、一定の要件を満たす方に通報機器の購入及び設置費用の一部を助成し、通報機器の設置普及を図る。

### 助成対象となる方

- ① 一人暮らしの高齢者(65歳以上)
- ② 身体虚弱のために緊急時に機敏に行動することが困難な高齢者(65歳以上)
- ③ 重度の身体障害者(1級～3級)
- ④ その他①～③と同様と認められる方

### 助成額

助成金の額は、通報機器の購入及び設置に要する費用の3分の1に相当する額以内(上限40,000円、千円未満は切り捨て)とする。

## 10 旭川市高齢者防火訪問事業(ほのぼの防火訪問)

### 目的

高齢者の火災による死亡事故や救急事故等を未然に防止するため、戸別訪問による防火指導、支援情報調査等を実施することで、高齢者が安全で安心して暮らせる生活の確保に資するとともに、災害時における救援、救護体制の充実強化を図ることを目的とする。

### 対象者

高齢者(75歳以上)で、75歳未満の方と同居していない方  
(緊急通報システム事業〔ホットライン119〕の利用者は除く。)

### 実施内容

対象者宅を戸別訪問し次の事項を実施する。

- ① 防火指導 調理器具、暖房器具、電気器具等の安全な取扱い方や放火防止対策などの指導を行う。
- ② 支援情報調査 火災や救急事故発生時に消防機関が活用するため、身体状況等の調査を行う。

### 事業実施数 【平成28年度】

2,724件

## 11 消防音楽隊

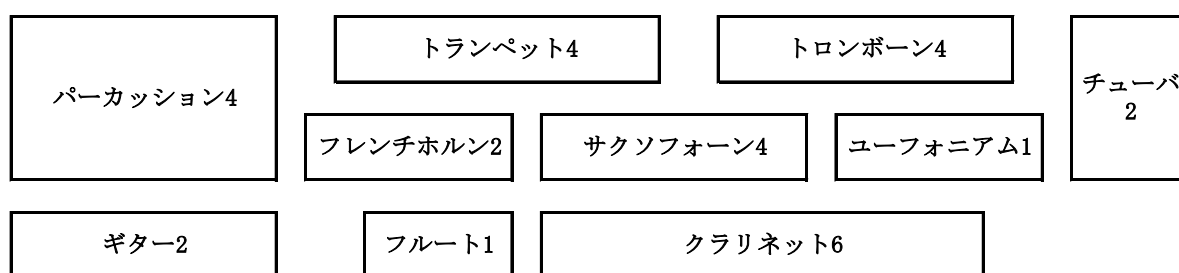
旭川市消防音楽隊は、昭和27年10月24日に創設され、今年で65年目を迎えた。

奏楽による諸式典の意義を深め、消防職員の士気の高揚を図り、旭川市民の公共的活動に寄与するとともに、火災予防の普及啓発を図ることを目的として、各種演奏活動を行っている。

平成28年11月26日、「119オータムフェア2016旭川市消防音楽隊避難訓練コンサート」を実施し、来場者の避難訓練を実施するとともに、会場内に各種展示・体験コーナーを設け、防火・防災について効果的にPRした。

また、消防本部の諸行事のほか、市内で行われる多くの催しへの出演要請を受け、市民と消防を結ぶ「音の架け橋」として幅広い演奏活動をしている。

編 成(隊長以下30人：隊長1，副隊長3，楽長1，副楽長1)



(119オータムフェア2016)

## 出演行事

| No. | 月  | 区分   | 派遣先                              |
|-----|----|------|----------------------------------|
| 1   | 4  | その他  | 「春の全国交通安全運動」総決起大会                |
| 2   |    | 市関係  | 旭山動物園夏期開園式                       |
| 3   | 5  | 消防関係 | 防火団体依頼演奏                         |
| 4   | 6  | 消防関係 | 消防団消防訓練大会                        |
| 5   | 7  | その他  | 社会を明るくする運動街頭啓発                   |
| 6   |    | その他  | 商店会主催行事依頼演奏                      |
| 7   |    | その他  | 公的機関主催行事依頼演奏                     |
| 8   | 8  | その他  | 商工会主催行事依頼演奏                      |
| 9   | 9  | 消防関係 | 消防防火パレード                         |
| 10  |    | その他  | 市民委員会主催行事依頼演奏                    |
| 11  |    | その他  | 幼稚園依頼演奏                          |
| 12  | 10 | その他  | 福祉施設主催行事依頼演奏                     |
| 13  |    | 消防関係 | 消防・防災キッズフェスタ2016                 |
| 14  | 11 | 消防関係 | 119オータムフェア2016 旭川市消防音楽隊避難訓練コンサート |
| 15  | 12 | その他  | 福祉団体主催行事依頼演奏                     |
| 16  | 1  | 消防関係 | 消防出初式                            |

## 活動状況

【年度】

| 区分       |         | 月 | 合計 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 |
|----------|---------|---|----|---|---|---|---|---|---|----|----|----|---|---|---|
| 出場<br>行事 | 消 防 関 係 |   | 6  | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 1 | 1  | 1  | 0  | 1 | 0 | 0 |
|          | 市 関 係   |   | 1  | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0  | 0  | 0  | 0 | 0 | 0 |
|          | そ の 他   |   | 9  | 1 | 0 | 0 | 3 | 1 | 2 | 1  | 0  | 1  | 0 | 0 | 0 |
|          | 合 計     |   | 16 | 2 | 1 | 1 | 3 | 1 | 3 | 2  | 1  | 1  | 1 | 0 | 0 |
| 奏 楽 訓 練  |         |   | 72 | 6 | 6 | 6 | 6 | 5 | 6 | 6  | 7  | 6  | 6 | 6 | 6 |